

(別紙 1)

**「エネルギー価格高騰対策支援事業」事務局等業務
企画提案コンペ参加仕様書**

1 委託業務の名称 「エネルギー価格高騰対策支援事業」事務局等業務

2 委託業務の目的

「エネルギー価格高騰対策支援事業」事務局等業務は、高騰が続く家庭・業務用ＬＰガス（以下「ＬＰガス」という。）料金、特別高圧電力料金及び工業用ＬＰガス料金に係る支援事業を三重県が実施するにあたり、事務局として、支援金の交付申請の受付・審査及び広報・周知等の業務を行うとともに、コールセンターを設置し、問い合わせへの対応等の業務を行うことを目的とする。

3 委託業務の概要

(1) 委託期間

契約日から令和 7 年 8 月 2 9 日（金）まで

(2) 委託業務の内容

別添「業務仕様書」のとおり

4 契約上限額

6 7, 1 3 9, 2 7 0 円（消費税及び地方消費税を含む）

ただし、支援金の支払は三重県が直接行うため、その原資は契約金額に含めない。

5 参加条件

次に掲げる条件をすべて満たした者とする。

(1) 参加者資格

ア 当該企画提案コンペに係る契約を締結する能力を有しない者又は破産者で復権を得ない者でないこと。

イ 暴力団による不当な行為の防止等に関する法律（平成三年法律第七十七号）第三十二条第一項各号に掲げる者でないこと。

(2) 最優秀提案者資格

ア 三重県建設工事等資格（指名）停止措置要領により資格（指名）停止を受けている期間中である者でないこと。

イ 三重県物件関係落札資格停止要綱により落札資格停止措置を受けている期間中である者又は同要綱に定める落札資格停止要件に該当する者でないこと。

ウ 三重県税又は地方消費税を滞納している者でないこと。

6 企画提案コンペの実施方法

提案者は下記に定める書類を提出期限までに提出すること。三重県は、本仕様書に基づき提出された企画提案資料を「エネルギー価格高騰対策支援事業」事務局等業務企画提案コンペ選定委員会（以下「選定委員会」という。）において審査のうえ、最優秀提案を選定する。

(1) 企画提案コンペ参加資格確認の申請

ア 提出書類

①企画提案コンペ参加資格確認申請書（第1号様式）

※企画提案コンペに関し、支店または営業所等に権限が委任されている場合は、その委任状（第2号様式）も提出すること。

②「登記簿謄本」、「現在事項証明書」、「履歴事項証明書」、または「代表者事項証明書」の写し

イ 提出期限 令和7年1月30日（木）17時まで

ウ 提出先 三重県雇用経済部新産業振興課

エ 提出方法 持参又は郵便及び民間事業者による信書便

オ 結果通知 令和7年2月12日（水）までに電子メールで通知する。

（2）企画提案書等の提出

ア 提出書類及び部数

①企画提案申請書（第3号様式） 1部

②企画提案書 9部

※企画提案書には以下の内容を含み、事業内容を明確に記載すること。

○以下を含む、業務の実施体制

- ・組織図
- ・事務局及びコールセンターの設置場所及び連絡先
- ・総合責任者、運営責任者、その他担当者について
- ・業務従事者の選定方法（求める能力や経験、人数等を含めて具体的に）や配置
- ・三重県及び支援金申請者等との連絡体制

○以下を含む、業務の実施内容、手法、想定する課題とその対処方法、スケジュール

- ・業務量の多寡（業務内容、時期、対応にあたる人数等）の想定
- ・支援金、説明会の周知方法
- ・説明会の開催方法（日程・時間・場所、内容）の案

○同様の業務の実績等、他社提案に対する自社の強み

③見積書 9部

※課税業者であるか非課税業者であるかを問わず、消費税を外税表記とすること。

※記載様式は特に定めないが、大きく分類して「運営費用一式」等と見積もるのではなく、人件費、通信費、事務用品費等の項目を設定し、項目（特に人件費）ごとに内訳や単価等の積算根拠を明らかにして、詳細に記載すること。また、交付申請件数の変動によらず発生する固定費についても、参考に明示すること。

④提案事業者の概要書 9部

イ 提出期間 令和7年2月17日（月）17時まで

ウ 提出先 三重県雇用経済部新産業振興課

エ 提出方法 持参又は郵便及び民間事業者による信書便

（3）選定のための評価基準

ア 目的適合性

- ・委託業務及び支援金の目的や概要を十分に理解し、それに合致した提案であるか。

イ 専門性（比重配点 × 2）

- ・事務局及びコールセンターの運営に必要な知識、ノウハウ、社会的常識等を持っている

か。

- ・これまでの補助金、支援金等について同様の業務実績を持つ等の経験があるか。

ウ 業務遂行能力（比重配点 × 2）

- ・業務の実施場所、手法、スケジュール等は的確で、合理的かつ具体性があるか。
- ・事務局及びコールセンターは、運営責任者を配置の上、業務に従事する人員を十分に管理できる体制であるか。
- ・業務に従事する人員を流動的に配置する等、業務量の変動に柔軟に対応し、遅滞なく履行することが可能な体制であるか。
- ・法令順守、業務で取扱う情報の保護が十分に可能か。
- ・三重県及び支援金申請者等との連絡体制が十分であり、迅速に対応が可能か。

エ 経済合理性

- ・提案内容及び事業予算額は、費用対効果の観点から効率的であるか。
- ・見積額及び積算内訳・根拠は適当か。

（４）第１次審査（書面審査）の実施

提案者が５者を超えた場合、適否評価及び企画提案書等による書類審査を行う。審査の結果は、全ての提案者に速やかに通知する。第１次審査により落選とされた提案は選定対象から除外し、第２次審査は行わない。

（５）第２次審査（プレゼンテーション審査）の実施

提案者によるプレゼンテーションを実施し、最優秀提案者を決定する。プレゼンテーション審査に参加した全ての提案者に速やかに通知する。

ア 実施日時 令和７年２月２５日（火）

イ 実施場所 三重県庁（津市広明町１３番地）

７ 質疑応答

本企画提案コンペにかかる質問事項の取扱いについては、下記のとおりとする。

- （１）質問の受付期間 令和７年１月２７日（月）１２時まで
- （２）質問の方法 ファックス又は電子メールのいずれかの方法で提出すること。
- （３）質問に対する回答

質問内容に対する回答は、令和７年１月２８日（火）までに三重県ホームページの「企画提案コンペ等公告」に掲載する。質問申請の有無にかかわらず、企画提案書等を提出する前に、質問内容に対する回答ページを確認すること。

８ 最優秀提案者に提出を求める資料の内容

- （１）消費税及び地方消費税についての「納税証明書（その３ 未納税額がないこと用）（有料）」（所管税務署が企画提案書提出期限の６ヶ月前まで発行したもの）の写し
- （２）三重県内に本支店または営業所等を有する事業者にあつては、「納税確認書」（三重県の県税事務所が企画提案書提出期限の６ヶ月前までに発行したもの（無料））の写し
- （３）過去３年の間に当該契約と規模をほぼ同じくする契約を締結し、当該契約を履行した実績がある場合には、契約実績証明書（第４号様式）、又は契約書の写し、履行確認書の写し等契約の履行が確認できる書類

9 契約方法に関する事項

- (1) 契約条項は、別途定める契約書のとおりとする。
- (2) 契約保証金は、契約金額の100分の10以上の額とする。ただし、会社更生法（平成14年法律第154号）第17条の規定による更生手続開始の申し立てをしている者若しくは申し立てをされている者又は民事再生法（平成11年法律第225号）第21条の規定による再生手続開始の申し立てをしている者若しくは申し立てをされている者（以下これらを「更生（再生）手続中の者」といいます。）のうち三重県建設工事等入札参加資格の再審査に係る認定を受けた者（会社更生法第199条1項の更生計画の認可又は民事再生法第174条1項の再生計画の認可が決定されるまでの者に限る。）が契約の相手方となるときは、納付する契約保証金の額は、契約金額の100分の30以上とする。
また、規則第75条第4項各号のいずれかに該当する場合は、契約保証金を免除する。ただし、規則第75条第4項第1号、第2号又は第4号に該当するときを除き、更生（再生）手続中の者については、契約保証金を免除しない。
- (3) 契約書は2通作成し、双方各1通を保有する。なお、契約金額は入札書に記載された金額の100分の110に相当する金額とし、契約金額の表示は、消費税等を内書きで記載するものとする。
- (4) 契約は、三重県雇用経済部新産業振興課において行う。

10 監督及び検査

契約条項の定めるところによる。

11 契約代金の支払い方法及び支払い時期

契約条項の定めるところによる。なお、支払額は、原則として、契約金額と委託業務に要した実経費のいずれか低い額とする。

12 見積及び契約の手続において使用する言語及び通貨

日本語及び日本国通貨に限る。

13 暴力団等排除措置要綱による契約の解除

契約締結権者は、受注者が「三重県の締結する物件関係契約からの暴力団等排除措置要綱」第3条又は第4条の規定により、「三重県物件関係落札資格停止要綱」に基づく落札資格停止措置を受けたときは、契約を解除することができるものとする。

14 不当介入に係る通報等の義務及び義務を怠った場合の措置

- (1) 受注者が契約の履行にあたって「三重県の締結する物件関係契約からの暴力団等排除措置要綱」第2条に規定する暴力団、暴力団関係者又は暴力団関係法人等による不当介入を受けたときは、次の義務を負うものとする。
 - ア 断固として不当介入を拒否すること。
 - イ 警察に通報するとともに捜査上必要な協力をする。
 - ウ 発注所属に報告すること。
 - エ 契約の履行において、暴力団、暴力団関係者又は暴力団関係法人等による不当介入を受けたことにより工程、納期等に遅れが生じる等の被害が生じるおそれがある場合は、発注所属と協議を行うこと。

- (2) 契約締結権者は、受注者が(1)イ又はウの義務を怠ったときは、「三重県の締結する物件関係契約からの暴力団等排除措置要綱」第7条の規定により「三重県物件関係落札資格停止要綱」に基づく落札資格停止等の措置を講じる。

15 その他

- (1) 契約にあたり、原則として再委託は認めない。ただし、契約業務の一部を委託する場合について、三重県の承諾を得た場合はこの限りではない。
- (2) 成果物の著作権は三重県に帰属するものとする。
- (3) 委託契約の支払いについては、委託業務が完了し、三重県の検査後に支払うものとする。
- (4) 委託を受けた事務に従事している者若しくは従事していた者等に対して、個人情報保護法第176条、第180条及び第184条により罰則があるので留意すること。

16 連絡先

〒514-8570

三重県津市広明町13番地

三重県雇用経済部新産業振興課成長産業・ライフイノベーション班 担当：山際、藤村

Tel：059-224-3113 FAX：059-224-2078 E-mail：shinsang@pref.mie.lg.jp